

総合事業に係る単位数表マスタについて

- 総合事業に係る単位数表マスタ （令和5年4月1日以降） について、次の項目を修正しました。
 1. 第1号通所事業（通所介護（基準緩和）型サービス）において、「同一建物減算」の支給限度額対象区分を「対象外」としました。
 2. 一部のサービスコードにおいて、取り込み時のエラー防止のため、コード設定値を修正しました。

総合事業に係る単位数表マスタについて

- ・事業者の皆様におかれましては、**再度取り込み**をお願いいたします。マスタのダウンロードにあたっては、下記掲載場所をご確認ください。

【トップページ＞医療・健康・福祉＞高齢者福祉・介護＞介護保険＞介護事業所の方＞介護予防・日常生活支援総合事業における単位数表及び単位数表マスタについて】

<https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushikankyobu/koreishafukushika/5/7651.html>

総合事業に係る単位数表マスタについて

- 取り込みにあたり、**エラーが発生した場合**その他うまく取り込みができない場合は、下記までご連絡をお願いいたします。

益田市役所高齢者福祉課 事業者指導係
〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号
TEL : (0856) 31-0218 (直通)
FAX : (0856) 24-0181